

伊那中央病院資金短期貸付要綱

平成22年7月20日

訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、伊那中央病院事業会計が保有する現金の効率的運用及び伊那中央行政組合組織市町村の円滑な財政運営に資するため、資金の短期貸付を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象団体)

第2条 貸付の対象は、次の各号に定める団体とする。

- (1) 伊那市
- (2) 箕輪町
- (3) 南箕輪村

(貸付金額)

第3条 貸付金の総額は、毎年度予算で定めるものとする。

2 1件あたりの貸付金の額は、前項に定める額の範囲内で組合長が決定するものとし、貸付単位は1千万円とする。

(貸付条件)

第4条 貸付けの条件は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 財政状況 貸付けを行うことにより、伊那中央病院事業会計の運営に支障が出ないこと
- (2) 貸付形式 証書貸付
- (3) 利率 固定金利とし、利率は、貸付日の直近の営業日における伊那中央病院出納取扱金融機関の定期預金の店頭表示金利と全国銀行協会が公表する日本円TIBOR金利との中間利率とする。
- (4) 貸付期間 貸付けた日の属する年度内とする。
- (5) 返済方法 元金及び利息の一括返済
- (6) 延滞金 返済日までに返済しない場合は、返済すべき金額に返済期限から返済日までの日数に応じて年10%の延滞金を徴する。

(借入の申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする団体は、伊那中央病院資金短期借入申請書(様式第1号)を、借入希望日の2月前までに、伊那中央行政組合長(以下「組合長」という。)に提出しなければならない。ただし、組合長が特別に認めた場合は、この限りでない。

(貸付けの決定)

第6条 組合長は、前条の申請書を受理したときは内容を審査し、貸付けの可否を伊那中

中央病院資金短期貸付承認（不承認）通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（資金の貸付け）

第7条 前条に定める承認通知書を受理した者は、伊那中央病院資金短期借用証書（様式第3）を組合長に提出するものとする。

2 組合長は、前項に定める借用証書を受理したときは、指定期日までに資金を貸し付けるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けについて必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則（平成22年7月26日訓令第3号）

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。